

平成 30 年度第 2 回 地域密着型サービス運営委員会 会議録

日時：平成 31 年 2 月 4 日（月）

午後 2 時 50 分～

場所：恵那市役所西庁舎 3 階 災害対策室

3 議事

- (1) 事業所の整備状況・動向及び指定について 資料 A
- (2) 地域密着型サービス事業所等に対する指導等について 資料 B
- (3) その他

4 閉会

3 議事

- (1) 事業所の整備状況・動向及び指定について 資料 A

■会長 事務局から説明をお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 質問、意見等はあるか。

■委員 一番上の段に、認知症の通所介護で、欄外 1、中山道デイサービス平成 27 年 5 月 21 日から休止とある。私も介護員の事業所をやっているが、県でいうと 1 年以上休止するのなら廃止届を出すよう指示を受けている。これだともう 3 年休止中なので、事業しないのなら廃止届をするのが普通だ。市は何年休止を認めるのか。

■会長 事務局。

■事務局 本来休止届は 1 年以内ということで再開の日にちを書いていたが、中山道デイサービスは有効期限が 30 年 4 月で切れているので廃止届と同じ状況になっている。再開するときには新規で指定の届を出していただきこちらで審査する。

■会長 ほかに。

こころの丘は再開する予定らしいが、しなかった場合は新たな募集は恵那市としては考えるのか。

■事務局 休止届が 32 年 3 月までなので、第 7 期の事業計画の中になる。もしこちらで廃止

が決まるようなら第8期で整備の計画を立てる。

■会長 ほかになければ次に移る。

(2) 地域密着型サービス事業所等に対する指導等について 資料B

■会長 事務局から説明をお願いします。

[事務局から資料に基づき説明]

■会長 質問、意見はあるか。

■委員 指導というのは監査のようなものか。

そうすると、31事業所のうち6事業を今年度行うということになると、5年に1回とか6年に1回ぐらいになるのか。

■事務局 事業所に対する実地指導になるが、事業所というのが6年間の指定の方針があり、1回指定を受けると6年間というものなので、6年間のうちに1回は必ず行く。指定が切れるまでに必ず行く。

■委員 今の質問で思い出したが、高山の老人施設で逮捕されたとか問題になっているが、監査されるということなら、ああいう問題が起こらないように、国の規則かなんかによってその指定の間も1回だけでいいことになっているかと思うが、ああいうことがあってはいけないので、恵那市独自で、せめて1年に1回は行って指導、監査をやってほしい。話を聞くと、まめくらにみえる女性で、本当は要介護の人は来てはいけないが、一応若干1人2人いて、デイサービスに行くよりここへ来た方がいいという人があるらしい。ということは、デイサービスでは面白くない、行きたくない、そういうことがあるというのは何か問題があるんじゃないかと思う。そういうのを見ていただくために、最低年1回は行っていただきたい。31事業所なので1月に3事業所、10日に1事業所ぐらい、専門の担当者をつけて行って監査指導していただくといいと思う。

6事業所ということだが、1回当たりの指導時間は、職員数、規模にもよると思うが、どれぐらいかかるのか。

■会長 事務局。

■事務局 2つ目の質問からまず答えると、大体長くて半日。実地指導というのは、日常の運営の部分について監査というかそういうのを書類だったり運営をどのようにやっているかの聴き取りをしている。監査よりはちょっと柔らかいものだ。不正やおかしなことがあれば、指導監査という本当の監査に入り、厳しく見る。先ほど言われた高山はそういう監査で入ったものだと思う。まずは実地指導を、次年度以降もう少し数が増やせるように取り組みたい。

■会長 ほかに。

■委員 人員は足りているか。各施設で。今どの行政も人手不足なので。介護にかかわる人が非常に少ないと聞いているが、その辺は、指導に入られたとき、足りていたか。

■会長 事務局。

■事務局 私が今年回ったが、3人で回っており、3人それぞれ見るところがあり、今のところ足りている。

■委員 施設のスタッフのことだ。

■事務局 僕じゃない職員が、スタッフの配置状況を確認している。そこでは足りてないということはない。

■会長 ほかに。

(3) その他

■会長 事務局から何かあるか。

■事務局 特にない。

4 閉会

■会長 長時間御協力ありがとうございました。また2年間、昨年度は回数も多く、御協力に感謝する。

[閉 会]